

「いちご王国」マルシェ 出店手引

R6.11 県経済流通課

1. 目的

いちごの生産量が半世紀に渡って連続日本一の「いちご王国」を広くPRし、県民のいちごに帯する愛着心の醸成と県産いちごの更なる発展を図るため、「いちご王国・栃木の日」記念イベントに合わせて令和7（2025）年1月19日に「いちご王国」ならではのいちごをテーマとしたマルシェを開催します。

2. 出店等

(ア) 出店対象者等

- ① 販売品目は、県産いちご、いちごの加工品、いちご王国関連商品を中心としてください。
- ② 販売のほか、アンケートやチラシ配布等も可能です。
- ③ 会場使用料、販売手数料は無料です。
- ④ 出店希望者は、出店申込書により、事務局へメールにてお申し込みください。
- ⑤ レジ袋無料配布中止（マイバッグ持参呼びかけ）、及び清掃・片付に御協力ください。
- ⑥ 出店希望数が設置可能な出店ブース数を上回った場合は、先着順となります。
- ⑦ 出店場所（ブース位置）については、電源等の使用の有無や出店内容・状況等を考慮の上、事務局により決定します。
- ⑧ 販売時間は、10時00分から15時00分とします。

(イ) 出店場所等

- ① 出店場所は県庁いちごホール（県庁本館1階県民ロビー）内とします。
- ② 出店者1団体当たりのブース規模は以下のとおりとします。
 - ・ 折りたたみテーブル1台分（横1,800mm×縦600mm）
※テーブルは事務局で用意します。
- ③ 出店ブースは25団体を予定しております。
- ④ テーブルを利用して、ポスターやチラシ等を掲示することができます（庁舎内の壁等に直接貼り付けたり、壁や柱等に立てかけたりして掲示することはできません）。
- ⑤ ブース外にストックヤードは設けておりませんので御了承ください。

(ウ) いちご配送

- ① いちご生果を取り扱う出店者においては、可能な範囲で国内配送の対応に御協力ください。
（配送伝票の用意、予約配送の受付等）
御協力いただける出店希望者は、出店申込書の「配送対応」欄にチェックをお願いします。
- ② 配送伝票の記載テーブルは、マルシェ会場内に別途設置する予定です。

3. 搬入・搬出等

(ア) 搬入・準備

- ① 搬入は、原則として開催日の9時00分～9時50分です。
- ② 本館への搬入は、本館北側出入口から行ってください。
- ③ 駐車場は、県庁北側の地下駐車場入口から入庫し、本館地下駐車場を御利用ください。駐車券は『受付』にお持ちください。
- ④ 台車や電源を使用する際の延長コード等は出店者で御用意ください。
- ⑤ 床が汚れる恐れがある場合は、必ずシートを敷いてください。
- ⑥ 延長コードやシート等を固定する際には、養生専用テープを出店者で御用意の上使用してください。ガムテープの使用はできません。
- ⑦ 保冷のため小型冷蔵庫等を使用する場合は、事前に事務局まで御相談ください。
- ⑧ 庁舎内ではIHや火気の使用はできません。
- ⑨ 当日9時50分から会場内にて簡単な打合せを行いますので、必ず出席してください。

(イ) 搬出・撤去

- ① 搬出・撤去は、15時00分以降としてください。マルシェ開催時間中の搬出・撤去はできません。
- ② 売上額の報告に御協力ください。
- ③ 出店に際し発生した売れ残り商品・空き箱・ゴミ箱は、必ずお持ち帰りください。

4. 食品販売

(ア) 保健所への届出について

- ① 宇都宮市保健所長への食品催事届の提出は、事務局が一括して行います。
- ② 製造許可の必要な食品の製造はできません。例えば、まんじゅう、つけもの、めん類等の食品については、その食品に必要な営業許可を取得している施設で製造されたものを販売してください。
- ③ 食品販売業の営業許可が必要な食品の販売は原則的に行えませんが、乳類（牛乳、加工乳、乳飲料）や豆腐、食肉の販売等を希望する場合は、事前に御相談ください。
- ④ 試食・試飲は原則禁止です。

(イ) 加工食品の表示について

加工食品については以下の表示義務があります。適切に表示した上で販売を行ってください。

- ① 食品の名称
- ② 製造者氏名
- ③ 製造所所在地
- ④ 使用添加物名
- ⑤ 期限表示：消費期限または品質保持期限（賞味期限）※必要のある食品のみ
- ⑥ 保存方法 ※必要のある食品のみ
- ⑦ アレルギー物質に関すること（特定原材料7品目：卵、小麦、そば、乳、落花生、えび、かには表示義務、特定原材料に準ずる20品目は表示推奨）

(ウ) 食品の販売について

- ① 期限の切れた食品は、販売しないでください。
- ② 冷蔵品及び冷凍品の販売は、必ず冷蔵・冷凍ショーケース（冷蔵庫・冷凍庫）等に保管し、冷蔵庫等については出店者で御用意ください。
- ③ 冷蔵・冷凍ショーケースは、温度計がついているものを使用してください。取り付けしていないものは温度計を設置し、ケース内の温度を常に確認できるようにしてください。
- ④ 食品に直射日光が当たらないよう注意し、販売してください。
- ⑤ ストック品の保管方法についても上記と同じように取扱ってください。
- ⑥ パンや菓子等については、包装またはパックを利用して販売してください。
- ⑦ 簡易調理を希望される場合は個別に御相談ください。

(エ) 酒類の販売

- ① 会場内で酒類の販売を行う場合は、宇都宮税務署長宛て酒類販売業免許申請書の提出が必要です。
- ② 会場内で酒類の販売を予定している出店者は、各自の責任において、宇都宮税務署長宛て酒類販売業免許申請を行ってください。
- ③ 販売終了後、事務局宛てに販売量の申告が必要です。

5. その他

- (ア) 販売品等の盗難、棄損、破損等により被った損害について事務局はその責任を負いません。
- (イ) 出店に際しては、事務局に指示に従ってください。
- (ウ) 事務局の指示への是正が認められない場合、出店を中止していただくことがあります。
- (エ) 出店内容が「いちご王国」プロモーションの趣旨にそぐわず、不相当と認められた場合は出店をお断りする場合があります。
- (オ) 県管財課の指示により施設破損や床面の汚れ等の原状回復工事を行った場合、実費を請求します。
- (カ) 当日は 11 時 00 分から 14 時 30 分まで県議会議事堂にてステージイベントを開催する予定です。
- (キ) その他不明な点は、事務局にお問い合わせください。

【事務局の連絡先】

「いちご王国」マルシェ事務局（株式会社マーケットネットワーク内）

電話：028-647-3066 Mail：ichigo-oukoku@market-n.co.jp

【参考：関係機関等の連絡先】

- | | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| ・食品催事、食品衛生等について | 宇都宮市保健所（生活衛生課） | 電話：028-626-1110 |
| ・酒類の販売等について | 宇都宮税務署（酒類指導官部門） | 電話：028-621-2151 |